

江東区国民健康保険データヘルス計画（令和6年度～11年度） の策定について

1 計画の概要

江東区国民健康保険データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」（平成26年3月）に基づき策定するものであり、保険者が健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画である。保険者である本区は計画に基づき、被保険者を対象とした保健事業の実施・評価・改善等を行う。

現計画の計画期間（平成30年度～令和5年度）が今年度をもって最終年度であるため、次期計画の策定を行う。次期計画は、各年代の状況に応じた健康課題をより明確にし、課題に応じた保健事業を展開することにより、健康の保持増進やQOL（生活の質）の維持向上を図る内容とする。

また現計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により各保険者に策定が義務付けられている「特定健康診査・特定保健指導実施計画」も内包しており、当計画についても次期計画を策定する。

2 計画の位置付け

計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、東京都健康増進プラン21、東京都医療費適正化計画、江東区健康増進計画、江東区高齢者地域包括ケア計画等と調和のとれたものとする。各計画との関連事項等を踏まえた上で、推進・強化する取組みを検討し計画化する。

3 計画期間

令和6年度～11年度（6か年）

4 策定期期

令和6年3月

5 策定体制

学識経験者、地域住民、医師、歯科医師、薬剤師、庁内関係課長等で構成する策定会議を設置する。

6 策定スケジュール（予定）

令和5年 7月～12月 策定会議を設置、素案を作成

令和6年 2月 国民健康保険運営協議会へ諮問

3月 江東区国民健康保険データヘルス計画（令和6年度～11年度）策定・公表